

木城町告示第30号

令和3年第8回木城町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和3年8月27日

木城町長 半渡 英俊

1 期 日 令和3年9月3日（金）午前9時

2 場 所 木城町議会議場

○開会日に応招した議員

久保富士子君

桑原 勝広君

森 伸夫君

眞鍋 博君

神田 直人君

黒木 泰三君

後藤 和実君

甲斐 政治君

原 博君

中武 良雄君

○9月6日に応招した議員

同上

○9月10日に応招した議員

同上

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

令和3年9月3日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 1) 議長の諸般の報告
 - ①議長の会務報告
 - ②例月現金出納検査結果の報告
 - ③議員派遣の報告
 - 2) 町長の行政報告
 - ①町長の政務報告
 - ②報告第5号 令和2年度健全化判断比率について
 - ③報告第6号 令和2年度資金不足比率について
- 日程第4 議案第60号 令和2年度木城町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 議案第61号 令和2年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 議案第62号 令和2年度木城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 議案第63号 令和2年度木城町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 議案第64号 令和2年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 議案第65号 令和2年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第66号 専決処分の承認を求めるについて(令和3年度木城町一般会計補正予算 第4号)
- 日程第11 議案第67号 専決処分の承認を求めるについて(令和3年度木城町一般会計補正予算 第5号)
- 日程第12 議案第68号 専決処分の承認を求めるについて(令和3年度木城町一般会計補正予算 第6号)
- 日程第13 議案第69号 木城町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

- 日程第14 議案第70号 木城町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第71号 木城町営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第72号 令和3年度木城町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第17 議案第73号 令和3年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第74号 令和3年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第75号 令和3年度木城町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第76号 木城町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第21 議案第77号 教育委員会委員の任命について
- 日程第22 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第23 決算審査報告
- 日程第24 決算審査特別委員会の設置及び委員の選任
- 日程第25 委員会付託の省略
- 日程第26 議案に対する質疑
- 日程第27 各常任委員会・特別委員会議案審査付託
- 日程第28 請願書の付議
- 日程第29 常任委員会請願審査付託
- 日程第30 散会

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 1) 議長の諸般の報告
 - ①議長の会務報告
 - ②例月現金出納検査結果の報告
 - ③議員派遣の報告
 - 2) 町長の行政報告
 - ①町長の政務報告
 - ②報告第5号 令和2年度健全化判断比率について
 - ③報告第6号 令和2年度資金不足比率について
- 日程第4 議案第60号 令和2年度木城町一般会計歳入歳出決算認定について

- 日程第5 議案第61号 令和2年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 議案第62号 令和2年度木城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 議案第63号 令和2年度木城町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 議案第64号 令和2年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 議案第65号 令和2年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第66号 専決処分の承認を求めるについて（令和3年度木城町一般会計補正予算 第4号）
- 日程第11 議案第67号 専決処分の承認を求めるについて（令和3年度木城町一般会計補正予算 第5号）
- 日程第12 議案第68号 専決処分の承認を求めるについて（令和3年度木城町一般会計補正予算 第6号）
- 日程第13 議案第69号 木城町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第70号 木城町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第71号 木城町営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第72号 令和3年度木城町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第17 議案第73号 令和3年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第74号 令和3年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第75号 令和3年度木城町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第76号 木城町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程第21 議案第77号 教育委員会委員の任命について
- 日程第22 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第23 決算審査報告
- 日程第24 決算審査特別委員会の設置及び委員の選任
- 日程第25 委員会付託の省略
- 日程第26 議案に対する質疑
- 日程第27 各常任委員会・特別委員会議案審査付託
- 日程第28 請願書の付議
- 日程第29 常任委員会請願審査付託
- 日程第30 散会

出席議員（10名）

1 番	久保富士子君	2 番	桑原 勝広君
3 番	森 伸夫君	5 番	眞鍋 博君
6 番	神田 直人君	7 番	黒木 泰三君
8 番	後藤 和実君	9 番	甲斐 政治君
10 番	原 博君	11 番	中武 良雄君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長	藤井 学君	議事調査係長	平野 豊和君
書記	池田真那海君		

説明のため出席した者の職氏名

町長	半渡 英俊君	副町長	島田 浩二君
教育長	恵利 修二君	総務財政課長	萩原 一也君
会計管理者	河野 浩俊君	まちづくり推進課長	西田 誠司君
環境整備課長	長友 渉君	教育課長	平野 大輔君
税務課長	黒木 宏樹君	福祉保健課長	小野 浩司君
町民課長	三隅 秀俊君	産業振興課長	吉岡 信明君
代表監査委員	桑原 正憲君		

午前9時00分開会

○事務局長（藤井 学君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。傍聴席での写真撮影及び録音等は禁止されています。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度、ご確認ください。

なお、本定例会はクールビズ対応としております。

それでは、皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（中武 良雄） おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。

ただいまから、令和3年第8回木城町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本定例会においては、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、換気を行い、議場内においてはマスクの着用及び消毒の徹底にご協力いただきますようお願いいたします。

令和3年第8回木城町議会定例会の会期日程予定表及び本日の議事日程については、8月30日に開催いたしました議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（中武 良雄） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番、後藤和実君、9番、甲斐政治君を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（中武 良雄） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月10日までの8日間にいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月10日までの8日間に決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（中武 良雄） 日程第3、諸報告を行います。

これより、議長の諸般の報告について、議長の会務報告、例月現金出納検査結果の報告、議員派遣の報告を行います。

まず、議長の会務報告を行います。

別紙、議長の会務報告により、主なものを報告いたします。

コロナ禍により、お亡くなりになられた方に対しまして、心からご冥福をお祈り申し上げます。また、現在も治療を受けておられる感染者の皆様に、心からお見舞いを申し上げます。その治療に従事されておられる全ての医療関係者の皆様のご苦勞に対して、心より感謝を申し上げたい

と思います。

本町におきましても、8月中旬に12歳以上の希望者によるワクチン接種が終わり、現在は、そのあとの希望者のワクチン接種が継続しておりますが、行政スタッフの皆さんのご苦勞に感謝申し上げます。新型コロナウイルス感染拡大を防ぐのは、私たち一人一人の感染予防が一番大事だと思っております。

それでは、6月定例会後の会務報告をさせていただきます。コロナ禍により中止または延期が多い中ではありますが、別紙、議長の会務報告より、主なものを報告いたします。

まず、6月10日、3階大会議室にて県営経営体育成基盤整備事業柵瀬地区の役員の方が来庁され、全議員の出席のもと、事業の説明と受益者負担軽減についての要望がありました。

6月16日、一ツ瀬川宮農飲雑用水広域水道企業団の事務局の方が来庁され、令和3年度の予算等の説明がありました。人口減少による料金収入減、施設の老朽化対策もあるので、今後一層の効率化を進め、計画的な更新事業を経営戦略に沿って進めていかなければならないとのことでした。

同じく23日、畜魂碑の前において、生産者代表と関係者をお招きして、木城町畜魂祭が執り行われました。口蹄疫から10年たちましたが、畜産の将来に向け、若い人の生産者が増え、二度と家畜伝染病が蔓延しないことを願うばかりであります。

6月28日、2021宮崎県原水爆禁止国民平和進行宮崎県実行委員会の役員の方が4名来庁され、町長応接室で対応いたしました。日本政府に対して、核兵器禁止条約の参加を求める意見書提出をお願いしたいとの要請がありました。

6月30日、消防本部にて令和3年度第1回東児湯消防組合議会臨時会が行われ、議会議長に都農議長、副議長に高鍋議長、監査委員に私、木城議長の指名があり、議題として、財産取得として高規格救急自動車購入の件と令和3年度一般会計補正予算が承認されました。

7月5日、第7回木城町議会臨時会があり、木城町景観条例制定等5議案が審議され採択されました。

7月8日、木城町温泉「湯らら」におきまして定例役員総会があり、町長と出席いたしました。木城町ふるさと振興協会・いしかわうち・観光協会が統合され、4月より一般社団法人木城町ふるさと振興協会としてスタートされました。本年度の予算と活動計画などの審議があり、意見交換等もあったところです。今後は、木城町の自然や既存の施設をフルに活用して、町民参加型の組織として、さらなる活動をお願いしたいと思っております。

7月15日、新富町役場にて第1回航空自衛隊新田原基地周辺協議会に2市3町の市長と議長が出席、令和2年度事業経過報告及び歳入歳出決算報告、令和3年度事業計画案及び歳入歳出予算案について承認されました。今年度の要望活動は、F35B配備について早めの要望活動を、

九州防衛局と防衛省にすることに決まりました。

7月16日、東児湯消防組合において、令和2年度出納整理期間分と令和3年度第1四半期分の現金出納検査を実施しました。

同日の午後、九州防衛局の次長以下7名の方が来庁され、3階大会議室にて議員全員に対してF35Bの航空自衛隊新田原基地の配備についての資料を基に、F35Bの導入の経緯、なぜ新富基地に導入することに決まったのか、また、F35Bの騒音についての説明があったところです。

7月21日、令和3年度第2回西都児湯環境整備事務組合議会臨時会がクリーンセンター内で実施され、桑原総務委員長と出席しました。役員改選があり、私が副議長、常任委員の選任、議案として監査委員の選任、専決処分の承認を求めることについて同意したところです。

7月28日、第37回木城町肉牛枝肉共励会表彰式に参加いたしました。今回もコロナ禍により規模縮小で、ミヤチク都農工場内にて実施されました。出展者が7名20頭で、グランドチャンピオンは4期連続の篠原智和さんでした。市場におきましては、コロナ禍により肉があまり売れていないとよく聞きます。おいしい肉が、コロナ禍前みたいに皆さんに食べていただく日が早く訪れることを願いたいものです。

7月30日、役場3階大会議室にて、宮崎県町村議会議長会の事務局長の崎村氏を講師にお招きして、議会基本条例の勉強会を議員と事務局員で実施いたしました。この議会基本条例は、平成18年に北海道の栗山町議会が初めて作成して全国に広まっております。今、全国では36.8%、341町村、宮崎県内では52.94%の9町村が制定しております。本町におきましても議論を重ねていき、残された任期中に制定したいと考えております。

8月2日、第2回新田原基地周辺協議会が新富町役場2階にて実施されました。今回はコロナ禍の中であり、九州防衛局要望活動を、会長、新富町長と副会長、他の市長のみで、本省には会長、新富町長と副会長の代表、西都市長のみで上京することに決定いたしました。

新富町は、町単独でF35B新田原配備計画について質問書を提出しており、その回答についての説明がありました。この回答書を各町とも共有するというようなことの話がありました。

8月6日、本庁3階会議室において、児湯郡（市）町村議会議長会が実施され、今回はコロナ禍により副議長と県議会議員の参加はありませんでした。島田副町長の挨拶を頂き開会をいたしました。本年度の活動予定を協議しましたが、今のコロナ禍の状況では当面の行事は中止することとなり、8月17日の知事と県議会議長に対しての要望活動は、会長の高鍋議長と副会長の川南議長で実施することにいたしました。

8月15日、木城町戦没者供養祭が、強い雨が降りしきる中、また、コロナ禍で参加者も最低の、各代表者だけで執り行われました。終戦から76年たち、遺族会も孫の世代となりつつあり、

供養祭にいつまで参加できるか分からないが頑張りたいとの遺族会代表の挨拶がありました。

8月17日、九州防衛局次長以下6名の方が来庁され、8月5日に新田原基地周辺協議会の要請等に関する回答の説明があり、森副議長と対応いたしました。大臣からは、地元の声にしっかりと耳を傾けて適切に対応させていただくとの回答を頂きました。また、F35B配備については、今後とも皆様のご理解が得られるような丁寧な説明と情報提供をいたしますとのことでした。早速8月28日の宮日新聞に、新富、西都の住宅防音助成拡大案が記載されていたところであり

ます。8月23日、補聴器購入への公的助成を求める意見書採択要請に、日本年金者組合中央支部の会員の方が2名来庁されました。加齢性難聴は日常生活で不便であります。身体障害者には国の補助対象であります。低所得者の高齢者の方には補聴器の購入に対する配慮が必要なので、議会で検討していただきたいと要請がありました。

以上で、議長の会務報告を終わります。

次に、例月現金出納検査結果の報告については、別紙がお手元に配付してありますので、それにより報告に代えます。

次に、議員派遣の報告を行います。

会議規則第127条第1項の規定により、議員派遣された件は、別紙、議員派遣の報告のとおりであります。

報告書1番、宮崎県町村議会議長会議会運営委員会正副委員長研修会の件について、9番、甲斐政治君の登壇報告を求めます。甲斐政治君。

○議員（9番 甲斐 政治君） 議会運営委員会委員長・副委員長研修報告をいたします。

日時は令和3年7月19日、自治会館で開催をされました。参加者は、私、委員長と神田副委員長、そして藤井事務局長であります。

演題は、「議会のデジタル化について」と題して、新潟県立大学国際地域学部の准教授田口一博氏の講演でありました。

内容は、デジタル社会形成基本法が公布されたことによる議会事務と会議規則が大きく変わっていくことになるということでもあります。今議会において、委員会発議による議会規則改正案も、この流れによるところであります。

しかしながら、デジタル化の進展には個人情報保護法との相互性も担保する必要があり、さらなる勉強、研さんが必要になると感じたところでもあります。

以上です。

○議長（中武 良雄） 9番、甲斐正治君の報告が終わりました。

次に、報告書2番、令和3年度高速自動車国道建設促進宮崎県期成同盟会総会の件について、

3番、森伸夫君の登壇報告を求めます。森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 令和3年7月21日に令和3年度の高速自動車国道建設促進宮崎県期成同盟会総会が開催され出席をいたしました。

総会に先立ち、九州地方整備局道路部長による「広域道路網整備の現状と未来に向けて」と題して講演があり、講演に続き、会長であります県議会議長を総会の議長とし、令和2年度事業報告及び決算並びに令和3年度事業計画及び予算案、そして役員選任について提案され、全会一致で可決、承認となりました。

また、災害時に命の道となる高速道路の早期整備に向けた予算確保、利便性、安全性の向上、九州中央自動車道、東九州自動車道の早期全線開通に向け決議されましたので報告をいたします。以上です。

○議長（中武 良雄） 3番、森伸夫君の報告が終わりました。

以上で、議員派遣の報告が終わりました。

これで、議長の諸般の報告を終わります。

次に、町長の行政報告を行います。

まず、町長の政務報告について、次に、報告第5号令和2年度健全化判断比率について、報告第6号令和2年度資金不足比率について、登壇の上、町長の報告を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 本日、令和3年第8回木城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、宮崎県独自の緊急事態宣言発令中のさなかに全員のご参会を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本定例会におきましては、決算認定案6件、専決処分3件、条例案3件、補正予算案4件、過疎計画1件、人事案1件、諮問1件、合わせまして19議案のご審議をお願い申し上げますとともに、報告を2件させていただきます。

諸議案の内容につきましては、提案理由のところでご説明させていただきたいと存じます。ご審議くださいますと、認定、承認、可決、同意、適任を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、政務報告の前に、5点報告をさせていただきます。

1点目は、新型コロナウイルス感染症対策等についてであります。

初めに、感染症でお亡くなりになられました方々に衷心よりお悔やみを申し上げますとともに、罹患され療養の方々にお見舞いを申し上げます。

そういった中に、宮崎県におきましては、6月21日からはレベル2の特別警報に移行し、西都児湯圏域においては、7月23日から感染確認圏域となりました。その後、爆発的な感染拡大を受け、8月4日から24日まで感染拡大緊急警報が発令をされました。その後、感染力の強い

デルタ株への置き換わりが進み、全県的に感染者が急拡大している状況を踏まえて、8月11日から31日まで宮崎県独自の緊急事態宣言が発令され、27日からは宮崎市、日向市、門川町にまん延防止等重点措置が発令されたことに伴い、9月12日まで延長されております。

木城町におきましては、2月4日から感染者が確認されておりましたが、8月3日以降、現在まで4人の感染者が確認されており、累計で15人となっております。

ワクチン接種につきましては、12歳以上の希望される方の集団ワクチン接種が8月22日で終わりました。

先日、県の政策調整監であります渡辺調整監のほうからお褒めの言葉を頂きました。木城町が県下26市町村の中でトップランナーでやっていただいたこと、それから町民の、人にうつさない、うつらないという意識の高さが素晴らしいというお褒めの言葉を頂いたところであります。その上で第6波のことを予定されておまして、それに向けて、これまで同様の準備をお願いしたいというようなことを言われたところであります。

なお、8月4日から11月まで、木城クリニックのほうで個別接種を実施しているところであります。

接種率であります、8月31日現在、4,520人の対象者のうち、約74%が接種されています。これまで、接種予約から接種後まで、これといった問題や重篤化した副反応もなく、スムーズに、かつ円滑に実施されたものと考えております。接種事業に携わっていただきました一般社団法人日本健康倶楽部宮崎支部はじめ関係各位ににねぎらいと感謝を申し上げます。

現在、毎週水曜日の午後、木城クリニックで個別ワクチン接種が行われていますが、今後も国・県と連携しながら、町民の皆様が一日も早く元の日常の生活を取り戻し、安心して暮らせるように、感染予防及び感染拡大抑止に全力を掲げてまいります。

併せまして、国・県の動向を注視しながら、段階に応じて実効性のある経済対策を講じてまいりたいと考えております。

2点目は、届出伝染病であります豚繁殖・呼吸障害症候群（PRRS）が、川南町及び木城町の4つの農場で陽性事例が確認をされました。このPRRSはウイルス性の伝染病で伝播力が強く、免疫力・抵抗力の低下、肺炎症状、繁殖障害、発育不良等の症状があります。

木城町では、7月14日と19日に2農場で確認されましたので、自衛防疫対策会議を開催し、町内の豚農家に対しまして、感染拡大防止のために防疫の徹底と飼養衛生管理基準の遵守をお願いをいたしました。幸いに、今のところ感染拡大は確認されておられません。

3点目は、7月20日に公益財団法人日本サッカー協会JFAから、創立100周年表彰の連絡を受けました。JFAこころのプロジェクト、いわゆる小学校におきます「ユメセン」に、2012年（平成24年）から取り組んでおまして、昨年度から中学校でも実施をしていると

ころであります。これらJFAの事業への貢献が認められて今回の表彰となったものであります。

このユメセンは、世界の頂点を上り詰めたアスリートが、夢や目標を持つことのすばらしさと、それに向かって努力することの大切さや助け合いの精神を子供たちと語り、触れ合いながら伝えていく夢の教室であります。

4点目は、木城中学校が令和3年度読書活動優秀実践校の文部科学大臣表彰を受賞し、7月29日に宮崎県教育長より表彰伝達がありました。学校部門では宮崎西高校と木城中の2校だけでありました。読書は心の栄養になるものでありますので、この受賞を契機に、さらに読書活動が盛んになることを願っております。

さらには、木城中学校2年生の長友奈々実さんが、8月24日に群馬県で開催されました第52回全国中学校柔道大会群馬大会に出場され、善戦むなしく3回戦で敗退をされております。1年次は九州大会、2年次の今年は全国大会と、心技体、充実されてきていることを祝福したいと思います。

5点目は、故長友和吉様が預託されました文化財問題の件であります。このことにつきましては、定例会ごとに政務報告の中で報告をさせていただいております、6月議会定例会以降の経過等であります。

教育委員会が主体となり、たかなべ法律事務所の高橋康朗弁護士に木城町の交渉代理人となつていただいております。これまで13名の相続人に対して、謝罪と賠償金をお示しした上で、個別に和解解決を図ってきております。13名のうち9名の相続人に、謝罪をして賠償金を支払い、和解契約を締結しております。残りの4名の相続人は、謝罪も賠償金も受け入れないとなっております。今後も引き続き、謝罪と賠償金をお示しした上で、個別に和解交渉を継続して解決を図ってまいります。

それでは、町長の政務報告をさせていただきます。6月議会定例会以降の政務について、お手元の政務報告書により報告をさせていただきます。

初めに、1ページを御覧ください。

6月10日でございます。プレミアム付き商品券の完売お礼のため、木城町商工会の長友会長ほか役員の方々が来庁されました。5月30日から販売開始しましたプレミアム付き商品券が、町内は6月2日に、町外は6月10日で完売との報告を受けました。プレミアム付き商品券は、町民にとってはお得な買物ができ、地域の消費を喚起するという地域経済の活性化にもつながる優れた事業だと考えております。

次に、14日ではありますが、木城町地場産業振興会の第33回通常総会が商工会館で開催されました。会長は、株式会社ドライアップジャパンの瀬川幸継氏で、会員数は22名。コロナ禍で、主催イベントの朝市、夕涼み市が開催できませんでしたが、今年度も地場産業の振興を図ってい

く旨の決意がありました。地場産業振興会には、付加価値をつけ磨きをかけた地場製品の取組とにぎわい創出に大きな期待をしているところでもあります。

次に、15日でございますが、宮崎県町村会の第3回理事会がウェブ会議方式で行われました。新型コロナウイルス軽症者等に係る宿泊療養施設での業務従事職員の協力と国・県に対する要望活動について協議をいたしました。

施設での業務従事が困難な場合には、17町村で応援対応をするということにいたしました。県に対する要望につきましては役員全員で要望することとし、国要望については黒木定藏会長に一任をするということになりました。

次に、16日には、宮崎県国民健康保険団体連合会の江藤修一常務が見えられ、理事就任の打診を受け、受諾をいたしました。

また、7月14日には、宮崎県後期高齢者医療広域連合協議会の下大園事務局長が見えられ、連合議会の副議長就任の打診を受け、受諾いたしました。「頼まれごとは試されごと」という思いで引き受けたところでもあります。

次に、18日でございますが、児湯農林振興局の柳田局長及び黒木次長、児湯農業改良普及センターの那須所長が来庁され、第8次農業・農林振興長期計画の児湯地域ビジョンプロジェクトの説明を受けました。

児湯農林振興局管内では、1点目に就農者支援による担い手育成、2点目に技術革新等による経営体の育成、3点目に農を核にした新たなビジネスの創出を通して、地域の宝と新たな価値を組み合わせる農林業の付加価値を創造していくということでありました。

木城町におきましては、高鍋町と連携をいたしまして、有機農業に関するJAS認証機関の設立と有機農法をはじめとする環境保全型農業の推進を図ってまいります。

午後から、宮崎キヤノン株式会社の増子律夫代表取締役会長が表敬訪問のため来庁されました。キヤノン跡地につきましては、現在、売却に向け動いているということであり、詳細についてはコメントがありませんでした。

次に、22日でございますが、木城町社会福祉協議会の評議員会並びに理事会を開催し、令和2年度の事業報告及び決算報告を行い、了承頂きました。

また、役員の選任では、監事につきましては、引き続き長友紘一氏、鳴海良廣氏が再任され、常務理事には中井諒二氏を選任されました。

次に、23日でございますが、平成22年5月21日に木城町で口蹄疫が発生して11年目を迎えての畜魂祭を執り行いました。

コロナ禍の影響で、昨年に引き続き、規模を縮小しての畜魂祭でしたが、改めまして口蹄疫や鳥フル、CSFなどの家畜伝染病を風化させることなく、常在危機の意識を持って防疫の徹底と、

より一層の注意払っていただくことが共有できた畜魂祭になったものと考えております。

午後から、陸上自衛隊えびの駐屯地第24普通科連隊の一宮連隊長が来庁されました。南海トラフ地震のときにおける後方支援部隊となることの報告と、災害時における相互協力、相互支援のお願いがありました。

次に、29日であります。県内における森林整備と治山事業を行っております一般社団法人宮崎県治山林道協会の第9回定時総会が、今年も規模を縮小して行われました。

災害に強い林道等の路網整備の強力な推進と、民有林治山事業の確保による緑の国土強靱化の推進に必要な予算の確保を、国・県・関係団体に要望、陳情していくことになりました。理事を拝命しておりますので、役員就任の期間中に理事の職責を果たすことはもちろんであります。事業の柱の1つであります公益事業の山村集落リフレッシュ支援事業とみどりの文庫贈呈事業及び山村と都市との交流事業の採択に向けて努力をしております。

午後からは、高鍋・木城有機農業推進協議会の総会を開催いたしました。本年度から2か年間、会長と事務局を木城町で担当しております。環境保全型農業の推進の1つとしての有機農業の推進と、高鍋町と合同で有機JAS認証機関の設立を目指しております。

次に、7月1日であります。7月は、犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える運動であります社会を明るくする運動の強調月間となっております。一人一人が一隅を照らすという思いで見守っていただきたいと思っております。

次に、5日ありますが、第7回木城町議会臨時会を開催させていただきました。条例3件、補正予算1件、工事請負契約1件の5議案を原案のとおり可決いただきました。お礼を申し上げます。引き続き、議会のご理解を賜り、町民の多様な声に応える必要な対策を講じてまいります。

2ページを御覧ください。

次に、7日であります。宮崎県町村会として、知事に対して、県の予算編成及び施策に関する要望を行いました。

要望事項として、1点目は、新型コロナウイルス感染症対策におけるワクチンの確保と供給について、2点目は、地方創生のさらなる推進とデジタル化施策の推進及び光ファイバー網の整備と財源の確保、3点目に、農業対策の充実強化の3点を強く要望いたしましたところあります。

次に、8日あります。木城町ふるさと振興協会、いしかわうち、木城町観光協会を統合して法人化されました初めての一般社団法人木城町ふるさと振興協会の定時社員総会が湯ららで開催されました。

会長は牛田宏氏、副会長は森さち子氏、専務理事が日高大氏、常務理事が西和浩氏となっております。

町長挨拶では、「木城町とふるさと振興協会はお互いに影響し合う、認め合うという関係で、

あらゆる分野における協働のパートナーになりましょう」と挨拶をさせていただきました。

なお、ジョルダンというアプリ会社が行っています温泉人気ランキングであります。宮崎県内の温泉では3年連続して湯ららが県内第1位となっております。

次に、9日であります。きじょう住民型提案事業活動報告会をリバリスで開催し、平成30年度から令和2年度までの3年間の活動報告がありました。

木城ホテルよみがえらそう会からは、ホテルをよみがえらせることを軸に環境を守る活動に取り組んでいることの報告がありました。

木城ボランティアにぎやかし隊からは、「木城町を目立たせたい、木城町民としての暮らしを楽しみたい」というコンセプトで、木城町ご近所マップ及び木城民話を作成したことの報告がありました。

町民や今回報告を頂いた任意団体の皆さんと一緒に、今まで以上に連携を深めながら、まちづくりに取り組んでいくことといたします。

次に、13日及び15日には、九州防衛局及び防衛省から、F35Bの配備については新田原基地が最適であるとの説明を受けました。国防・国策上、防衛大綱に基づき粛々と配備を進めることが、我が国の周辺空域における有事の際の航空優勢と抑止になるものと考えております。

その上で、安心安全対策、騒音防止対策、民生安定事業の柔軟な運用など、地域振興対策を講じてほしい旨を伝えたところであります。

次に、16日であります。高鍋警察署管内の東児湯ハンドアップ運動協定書締結式がありました。歩行者が手を挙げるなどの意思表示を行うことで、運転者にも注意喚起ができ、横断歩道での交通事故防止につながるものと考えております。

午後からは、知事と市町村長とのウェブ会議が開催され、現下の感染状況の情報共有と夏休みに向けての対応等について意見交換を行いました。

7月19日から8月31日までを感染拡大防止強化月間として、不要不急の県外との往来自粛、会食時のみやざきモデルの徹底やイベントの開催制限等の行動要請が発出をされたところあります。

次に、19日であります。延岡市に本社、木城町に木城支店があります株式会社山崎産業代表取締役山崎司様と、地震、台風などの自然災害はもちろんのこと、家畜伝染病などの畜産公害にも対応した災害時における包括的応援協定書を締結いたしました。住民の安心安全の確保につながり、大変心強く、ありがたく思っております。

次に、20日ありますが、宮崎県道路利用者協議会ほか3件の道路関係の総会に出席をいたしました。

最も基礎的な社会基盤であります道路の整備を着実に進めることを共有した上で、防災、減災、

国土強靱化のための5か年加速化対策の財源の確保と事業の推進、東九州自動車道及び九州中央自動車道のミッシングリンクの解消、道路の橋梁・トンネル等の老朽化対策の推進などを関係機関に強く要望していくことを決議いたしました。

次に、記載はされておきませんが、昨年7月24日に新型コロナウイルス感染症の木城町での初感染者が確認され、丸1年がたちました。

目に見えない未知のウイルスとの戦いが続いており、収束が見通せない状況が続いておりますが、安心できる日常を取り戻すために、町民とともに乗り越えていく思いを新たにしたところがありました。

次に、26日でございますが、地域おこし協力隊の加藤久雄氏の辞令交付を行いました。一般社団法人木城ふるさと振興協会において、観光全般にわたって活動していただきます。活躍のフィールドは無限大であり、新たな視点で地域資源に磨きをかけ発信をしていただきたいと思いますをお願いをいたしました。

次に、27日でございます。宮崎県環境森林部の河野譲二部長が来庁され、就任挨拶と間伐等に係る森林整備事業費の特別交付税措置及び森林経営管理市町村支援事業等の説明を受けました。

児湯農協木城支所では、令和3年産早期米初検査が行われました。稲刈り直前の雨により収穫が遅れがちであり、心配をいたしましたところがありました。8月27日現在、木城産の1等米比率は85.7%、児湯農協全体では85.8%でありました。価格は、7月中出荷分が6,800円で、下落の状況であります。

午後からは、今年度第1回目の木城町総合教育会議を開催し、小中学校における1学期の状況及び義務教育学校設立準備委員会の進捗状況の報告を受けました。さらに、これらの報告等も踏まえ、来年度の小中学校に共通した取組についても協議をいたしました。

次に、28日でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、規模を縮小して、第37回木城町肉牛枝肉共励会を開催いたしました。7名の生産者の18頭が出品され、グランドチャンピオンには篠原智和さんの出品牛となりました。なお、篠原さんは4連覇であります。

伝統ある共励会を通して、優秀な枝肉を表彰することはもちろんのことですが、生産者の生産意欲の高揚と和牛肥育の生産ノウハウのさらなるレベルアップを期待したいと思います。

3ページを御覧ください。

次に、29日でございますが、宮崎県人権尊重の社会づくり条例検討委員会が開催され、町村会の代表委員として意見を述べさせていただきました。

本年4月から木城町で施行しております木城町多様性を認め合い他者を思いやる差別のない社会を推進する条例の先駆的な取組が評価されてのことであり、木城町の条例内容を紹介しながら、多様性の理解増進と人権意識の高揚を図るための宮崎県人権尊重の社会づくり条例づくりに向け

て、今後、数回の委員会で条例の原案策定の意見交換等を行うこととなります。

次に、30日でございます。宮崎県国民健康保険団体連合会の通常総会が行われ、役員改選で、理事に選任されました。任期は7月30日から令和5年7月の総会時までの2年間です。

なお、常務理事には、前宮崎県環境森林部長の佐野詔藏氏が選任をされております。

次に、8月3日でございます。令和2年度の一般会計と5つの特別会計の決算審査報告を受けました。監査委員からは、「財政も健全に運営され黒字決算であり、歳入を増やす施策の検討や、歳出の見直しを継続していただきたい」という講評があった一方で、「事務処理にミスが散見されますので、書類等の十分な確認と適正な執行に努めていただきたい」との指摘があったところでもあります。改めまして、職員には機会を捉えて指導してまいります。

決算審査の詳細につきましては、今議会に決算審査意見書が提出されておりますので、省かせていただきます。

午後からは、第2回宮崎県後期高齢者医療広域連合議会が開催され、副議長に再任をされました。任期は8月3日から2年間です。

次に、3日、4日、20日、26日と、知事と市町村との新型コロナウイルス感染症対策に係るウェブ会議が開催されました。第5波の爆発的な感染拡大及び感染力と重症化が強いデルタ株への置き換え等を踏まえて、情報共有と感染症対策などについて意見交換をいたしました。

次に、5日でございますが、「F35Bの配備先として新田原基地が最適である」との防衛大臣の発言を受け、新田原基地周辺協議会として、九州防衛局長及び防衛大臣に対し、1つ目に騒音区域の見直し、2つ目に騒音対策、3つ目に安全安心対策、4つ目に周辺自治体への活性化対策について、要望書を提出いたしました。

私からは、周辺自治体への迅速丁寧な情報提供と説明、併せまして周辺自治体の活性化対策については、対象要件の拡大と採択要件の緩和など柔軟な対応をお願いをしたところでもあります。

次に、6日でございますが、宮崎県治山林道協会の山村集落リフレッシュ事業に岩瀬地区が採択され、活動支援金50万円が贈呈されました。

山村集落リフレッシュ事業は、治山林道協会の公益事業の一環で、山村集落の活性化への取組を支援するものであります。

みどりの文庫事業には、どんぐり保育園が採択され、20万円が贈呈されました。

この事業も公益事業の一環でありまして、園児、児童、生徒を対象に、自然環境に関する図書等の購入に充当していただくものであります。

次に、12日でございますが、日隈副知事、永山副知事、河野しゅんじ後援会事務所を高鍋町の黒木町長と表敬訪問し、両町が考える行政課題についての意見交換と要望を行いました。

特に、コロナ禍対策、有機認証機関設立及び有機農業推進への支援、助言、指導を要請をいた

しました。

夕方から、パラリンピック聖火フェスティバルがシーガイアで開催され、出席をいたしました。県内の特別支援学校での火おこしなど、共生社会への思いが込められた宮崎県独自の聖火セレモニーだったと思います。

最後に、15日ではありますが、敗戦から76年目の木城町戦没者供養祭を3年ぶりに開催をいたしました。

戦後生まれが人口の8割を超え、戦争を経験した世代の平均年齢も82歳となっております。戦争の記憶を風化させず、語り継ぐことの重要性からも、供養祭を行うことが、私たちに課せられた責務だと思っております。

その他の政務につきましては、お手元の政務報告書でご確認いただきますようお願い申し上げます。

当面の間、社会活動、行政サービス、イベント等など、あらゆる場面において制約される日々が続きますけれども、今できることをしっかりとやりながら、次の状況にチャレンジすることを忘れずに取り組んでまいりたいと思っております。

以上で、町長の政務報告を終わらせていただきます。

続きまして、報告第5号及び報告第6号について、ご報告させていただきます。

初めに、報告第5号。報告第5号は、令和2年度健全化判断比率についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、監査委員の意見を付して報告するものであります。

実質公債費比率は3.9%となっており、早期健全化基準の25%を下回っております。

なお、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字がないため、算定されません。

また、将来負担比率も、将来負担額を充当可能財源等が上回るため、算定されておられません。

最後に、報告第6号。報告第6号は、令和2年度資金不足比率についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付して報告するものであります。

木城町簡易水道事業特別会計並びに木城町下水道事業特別会計とも資金不足はありません。

以上で、町長の行政報告を終わらせていただきます。

○議長（中武 良雄） 町長の行政報告が終わりました。

これで、諸報告を終わります。

日程第4. 議案第60号

日程第5. 議案第61号

日程第 6. 議案第 6 2 号

日程第 7. 議案第 6 3 号

日程第 8. 議案第 6 4 号

日程第 9. 議案第 6 5 号

日程第 1 0. 議案第 6 6 号

日程第 1 1. 議案第 6 7 号

日程第 1 2. 議案第 6 8 号

日程第 1 3. 議案第 6 9 号

日程第 1 4. 議案第 7 0 号

日程第 1 5. 議案第 7 1 号

日程第 1 6. 議案第 7 2 号

日程第 1 7. 議案第 7 3 号

日程第 1 8. 議案第 7 4 号

日程第 1 9. 議案第 7 5 号

日程第 2 0. 議案第 7 6 号

日程第 2 1. 議案第 7 7 号

日程第 2 2. 諮問第 2 号

○議長（中武 良雄） 次に、議案上程を行います。

提出されました日程第 4、議案第 6 0 号から日程第 2 2、諮問第 2 号に至る議案については、朗読は省略し、町長から一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 提案理由を申し上げます。ただいま上程いただきました議案第 6 0 号から議案第 7 7 号及び諮問 2 号に至る 1 9 議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第 6 0 号。議案第 6 0 号は、令和 2 年度木城町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

一般会計及び特別会計の決算につきましては、別紙の令和 2 年度決算説明資料により説明をさせていただきますと存じます。

令和 2 年度決算説明資料であります。それでは、令和 2 年度決算説明資料の 1 ページを御覧ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況の中、本町におきましては、迅速な新型コロナウイルスワクチン接種などによる感染予防、拡大防止、町内事業者への事業継続及び雇用の維持等の緊急支援、プレミアム商品券発行などの地域振興策、学校、保育施設、福

社施設における衛生環境整備など、感染症防止対策と経済社会活動の両立を図るための施策を実施しております。

さて、一般会計決算につきましては、令和2年度も収支の均衡は取れましたが、大規模償却資産税を柱とする固定資産税などの町税の減少や社会保障費の増加、コロナ禍による新しい生活様式への対応など、将来の財政の硬直化が予想されることから、これまでどおり財政健全化に努め、ふるさと納税などの歳入の確保や歳出の見直しを行い、住民ニーズに適切に対応した福祉向上と地域の発展、教育の充実、農林業活性化などを図りながら、行財政運営を進めてきたところであります。

そこで、令和2年度の当初予算額は43億8,500万円でありましたが、補正予算等を含めました最終予算額は62億3,506万9,000円となり、前年度予算額49億3,091万9,000円と比較しますと26.4%増の予算規模となりました。

この予算に対し、決算額は、歳入62億2,364万9,000円、歳出59億6,843万3,000円で、翌年度に繰越しすべき財源640万6,000円を差し引いた実質収支額は2億4,881万円となりました。

なお、歳入歳出の状況につきましては、別紙の令和2年度決算説明資料の2ページから9ページのとおりであります。

次に、議案第61号。議案第61号は、令和2年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

別紙の令和2年度決算説明資料の10ページ及び11ページを御覧ください。

令和2年度決算額は、歳入6億1,338万5,000円、歳出5億9,855万9,000円で、差引き1,482万6,000円の実質収支額となりました。

歳入は、県支出金3億9,906万7,000円で65.1%、国民健康保険税1億2,539万7,000円で20.4%、繰入金7,676万4,000円で12.5%の順となっております。

歳出は、保険給付費3億7,965万6,000円で63.4%、国民健康保険事業費納付金1億7,737万8,000円で29.6%、総務費2,258万円で3.8%の順となっています。

次に、議案第62号。議案第62号は、令和2年度木城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

別紙の令和2年度決算説明資料の12ページ及び13ページを御覧ください。

令和2年度決算額は、歳入2億1,781万5,000円、歳出1億9,359万1,000円で、翌年度に繰越しすべき財源350万円を差し引いた実質収支額は2,072万4,000円となりました。

歳入は、使用料及び手数料8,984万6,000円で41.3%、町債7,520万円で

34.5%の順となっています。

歳出は、簡易水道費1億7,084万4,000円で88.2%、公債費2,274万7,000円で11.8%となっております。

次に、議案第63号。議案第63号は、令和2年度木城町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

別紙の令和2年度決算説明資料の14ページ及び15ページを御覧ください。

令和2年度決算額は、歳入2億911万9,000円、歳出1億9,429万5,000円で、差引き1,482万4,000円の実質収支額となりました。

歳入は、繰入金1億4,032万4,000円で67.1%、使用料及び手数料4,086万円で19.5%の順となっています。

歳出は、公債費1億1,369万4,000円で58.5%、公共下水道費8,060万1,000円で41.5%となっています。

次に、議案第64号。議案第64号は、令和2年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

別紙の令和2年度決算説明資料の16ページから18ページを御覧ください。

初めに、令和2年度保険事業勘定の決算額は、歳入7億1,690万2,000円、歳出7億762万5,000円で、差引き927万7,000円の実質収支額となりました。

歳入は、国庫支出金1億8,375万7,000円で25.6%、支払基金交付金1億7,194万5,000円で24%、繰入金1億5,089万7,000円で21%の順となっています。

歳出は、保険給付費5億9,295万7,000円で83.8%、地域支援事業費4,603万3,000円で6.5%、総務費3,713万2,000円で5.2%の順となっています。

次に、サービス事業勘定の決算額は、歳入1,646万円、歳出1,340万5,000円で、差引き305万5,000円の実質収支額となりました。

歳入は、繰入金965万7,000円で58.7%、サービス収入367万3,000円で22.3%の順となっています。

歳出は、サービス事業費788万2,000円で58.8%、総務管理費299万2,000円で22.3%の順となっています。

次に、議案第65号。議案第65号は、令和2年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

別紙の令和2年度決算説明資料の19ページ及び20ページを御覧ください。

令和2年度決算額は、歳入7,665万2,000円、歳出7,597万8,000円で、差引き

67万4,000円の実質収支額となりました。

歳入は、後期高齢者医療保険料4,173万1,000円で54.4%、繰入金3,418万9,000円で44.6%の順となっています。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金6,689万1,000円で88%、総務費847万1,000円で11.2%の順となっています。

次に、議案第66号。議案第66号は、専決処分の承認を求めるについてであります。

専決処分の承認を求めるのは、令和3年度木城町一般会計補正予算（第4号）であります。

新型コロナウイルス感染症対策として、令和3年8月11日に宮崎県が独自に緊急事態宣言を発令し、8月14日から8月24日までの期間、飲食店等に営業時間の短縮を要請したことに伴い、その対策費用等が必要となりましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年8月13日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算（第4号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ272万2,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ54億8,972万2,000円にするものであります。

歳入は、県支出金増額272万2,000円であります。

歳出は、商工費増額302万5,000円、教育費増額24万2,000円、予備費減額54万5,000円であります。

次に、議案第67号。議案第67号は、専決処分の承認を求めるについてであります。

専決処分の承認を求めるのは、令和3年度木城町一般会計補正予算（第5号）であります。

新型コロナウイルス感染症対策として、飲食店等に要請していましたが営業時間短縮の要請期間が8月31日までに延長されたことに伴い、その対策費用等が必要となりましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年8月23日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算（第5号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ173万2,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ54億9,145万4,000円にするものであります。

歳入は、県支出金増額173万2,000円であります。

歳出は、商工費増額192万5,000円、予備費減額19万3,000円であります。

次に、議案第68号。議案第68号は、専決処分の承認を求めるについてであります。

専決処分の承認を求めるのは、令和3年度木城町一般会計補正予算（第6号）であります。

国によるまん延防止等重点措置の適用を踏まえ、宮崎市、日向市、門川町が措置区域として指定されたことにより、新型コロナウイルス感染症対策として、飲食店等に要請しておりました営

業時間短縮の要請期間が9月12日まで延長されたことに伴い、その対策費用等が必要となりましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算（第6号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ297万円を追加し、予算の総額をそれぞれ54億9,442万4,000円にするものであります。

歳入は、県支出金増額297万円であります。

歳出は、商工費増額330万円、予備費減額33万円であります。

次に、議案第69号。議案第69号は、木城町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてであります。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、過疎地域における産業振興のために、固定資産税の課税免除に関する条例を新たに制定するものであります。

具体的には、過疎地域における本町計画、木城町過疎地域持続的発展計画に振興すべき業種として定められました製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の用に供する設備の取得等をした者に対して、当該設備に係る固定資産税を3年間、課税免除するものであります。この課税免除による減収分については、交付税措置がなされます。

次に、議案第70号。議案第70号は、木城町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律の一部改正に伴い、マイナンバーカードの作成委託をしております地方公共団体情報システム機構が、総務省から認可を得て規定を定め、発行手数料を徴収することとなりましたので、木城町手数料徴収条例の別表第1にあります33、個人番号カード再交付手数料を削除するものであります。

なお、今後は、地方公共団体情報システム機構と本町において手数料徴収事務委託契約を締結し、本町が手数料を徴収して、地方公共団体情報システム機構へ納付することとなります。

次に、議案第71号。議案第71号は、木城町営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回の改正は、受益者負担分について、木城町営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正するものであります。

主な改正点は、農地耕作条件改善事業の受益者負担金率を100分の12.5以内とするものであります。

次に、議案第72号。議案第72号は、令和3年度木城町一般会計補正予算（第7号）であります。

補正予算（第7号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ6,920万8,000円を追加し、予

算の総額をそれぞれ55億6,363万2,000円にするものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金増額625万7,000円、県支出金増額1,190万3,000円、繰入金増額3,480万4,000円、町債増額1,200万円等であります。

歳出の主なものは、総務費増額736万2,000円、民生費増額3,874万3,000円、商工費増額500万6,000円、消防費増額597万7,000円、教育費増額418万2,000円等であります。

次に、議案第73号。議案第73号は、令和3年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。

補正予算（第2号）は、歳出を組替え、保険事業費増額5万8,000円、予備費減額5万8,000円にするもので、予算の総額に変更はありません。

次に、議案第74号。議案第74号は、令和3年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。

補正予算（第1号）は、予算の総額から歳入歳出それぞれ7,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ3億7,099万3,000円にするものであります。

歳入は、繰越金増額1,359万3,000円、繰入金減額1,360万円であります。

歳出は、予備費減額7,000円であります。

次に、議案第75号。議案第75号は、令和3年度木城町介護保険特別会計補正予算（第2号）であります。

補正予算（第2号）は、保険事業勘定につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ2,597万7,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ7億4,755万1,000円にするものであります。

保険事業勘定の歳入の主なものは、国庫支出金増額227万8,000円、繰入金増額1,400万円、繰越金増額927万5,000円等であります。

歳出の主なものは、諸支出金増額3,238万4,000円、保険給付費減額610万円等であります。

次に、サービス事業勘定につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ305万4,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ2,005万4,000円にするものであります。

サービス事業勘定の歳入は、繰越金増額305万4,000円であります。

歳出は、諸支出金増額305万4,000円であります。

次に、議案第76号。議案第76号は、木城町過疎地域持続的発展計画の策定についてであります。

令和3年3月31日に過疎地域自立促進特別措置法が期限を迎え、令和3年4月1日からは、

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されています。

本町は、新過疎法において、人口要件及び財政力指数要件のいずれも要件外となり、特定市町村、いわゆる過疎卒業団体となりました。

そこで、地域の自立に向けて過疎地域等における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上が実現するよう、全力を挙げて取り組むことが重要であり、そのために木城町過疎地域持続的発展計画を策定するものであります。

次に、議案第77号。議案第77号は、教育委員会委員の任命についてであります。

教育委員会委員であります鳴海良廣氏の任期が令和3年9月30日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を教育委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、委員の任期は、令和7年9月30日までの4年間であります。

最後に、諮問第2号。諮問第2号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、これが侵犯された場合は、その救済のため、速やかに適切な処置を取るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることを使命といたしております。

現在、委員として活躍されておりました黒木逸郎氏が令和3年6月30日をもって退任となりましたので、新任委員として杉田博氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

なお、委員の任期は3年間となっております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご賛同を賜りまして、認定、承認、可決、同意、適任をしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中武 良雄） 町長の提案理由説明が終わりました。

ここで10分間の休憩といたします。

午前10時18分休憩

午前10時27分再開

○議長（中武 良雄） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第23. 決算審査報告

○議長（中武 良雄） 日程第23、決算審査報告を行います。

令和2年度の一般会計及び特別会計の決算について、代表監査委員より決算審査報告をお願いいたします。代表監査委員。

○代表監査委員（桑原 正憲君） 令和2年度木城町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに定額資金運用基金の運用状況調書審査意見書の提出を行いたいと思います。

7月6日から8月2日まで、神田議員とともに行いました。地方自治法第233条第2項の規定により、令和3年7月6日付発本総財第53号で審査を求められた令和2年度木城町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに同法第241条第5項の規定により、同日付で審査を求められた定額資金運用基金の運用状況調査について、木城町監査基準に基づき審査を行い、終了したので、意見書を提出します。

2ページをお願いします。

審査の結果、令和2年度一般会計及び特別会計の決算状況は、下記の表のとおりであります。関係諸帳簿及び証拠書類を照合した結果、決算計数について正確であることを確認しました。

令和2年度全会計決算状況は、一般会計歳入総額62億2,364万8,532円、歳出総額59億6,843万2,561円、特別会計国保会計6億1,338万4,525円、歳出総額5億9,855万9,387円、簡易水道会計歳入総額2億1,781万5,034円、歳出総額1億9,359万786円、下水道会計歳入総額2億911万9,069円、歳出総額1億9,429万5,319円、介護会計保険事業歳入総額7億1,690万1,731円、歳出総額7億762万5,158円、介護会計サービス事業1,645万9,586円、歳出総額1,340万5,387円、後期高齢者医療会計歳入総額7,665万1,953円、歳出総額7,597万7,989円、一般会計、特別会計の歳入総額80億7,398万430円、歳出総額77億5,188万6,587円。

以上です。

3ページを御覧ください。

決算の概要、一般会計、令和2年度の一般会計収支状況は、上表のとおりであります。

歳入総額62億2,364万9,000円で、前年度と比べ12億9,959万3,000円の増となっております。歳出総額59億6,843万3,000円で、前年度と比べ13億5,039万円の増でありました。歳入歳出差引き2億5,521万6,000円となっており、翌年度へ繰り越すべき財源640万6,000円を差し引いた実質収支は2億4,881万円であり、この実質収支から前年度実質収支を差し引いた単年度収支は4,488万2,000円となっております。

4ページを御覧ください。

令和2年度の歳入決算は、上表のとおりであります。

歳入総額62億2,364万9,000円で、前年度と比べ12億9,959万3,000円の増であります。調定額に対する収入率は99.7%であった。主な対前年度増減額は、寄附金4億

7,268万5,000円、国庫支出金4億657万6,000円の増、町税が9,794万5,000円の減でありました。

5ページをお願いします。

令和2年度の自主財源と依存財源の状況及び推移は、上表のとおりであります。

財源の構成比を見ると、自主財源は67.8%、国・県依存財源は32.2%でありました。自主財源12.7%の増で、その主なものは寄附金76.7%の増、町税は4%の減でありました。国・県依存財源は69.9%の増で、国庫支出金、県支出金、地方交付税等が増でありました。全体の対前年度増減率は26.4%の増となっております。

6ページをお願いします。

令和2年度町税収納の推移は、上表のとおりであります。

調定額に対する収納率は99.9%となっております。収入未済額は294万9,000円であり、前年度の453万5,000円から158万6,000円の減であります。不納欠損額はゼロであります。主な町税収納額の推移は、前年度と比べ、固定資産税は8,788万3,000円の減であります。町民税は945万7,000円の減となっております。

7ページ、町税の不納欠損は行っておりません。

令和2年度の地方交付税の状況及び推移は、上表のとおりであります。

地方交付税は2億2,419万3,000円で、前年度と比べ8,301万円の増であります。歳入総額の3.6%を占めております。

8ページを御覧ください。

分担金及び負担金、社会福祉費負担金収入未済額は18万7,200円となっております。解消に努力をお願いしたいと思います。

それから、使用料及び手数料の収入状況は、上表のとおりであります。

収入未済額は367万9,000円であり、前年度の374万円から6万1,000円の減でありました。主なものは、総務使用料のインターネット使用料5万7,000円、対前年度6万3,000円の減と、住宅使用料、これは344件、357万1,000円、対前年度9,000円の増である。

今後も、滞納者、住民に対する厳正な処理、情報提供など、収入未済額の解消に努力をお願いしたいと思います。

それから9ページ、令和2年度の町債発行及び償還状況は、上表のとおりであります。

町債発行額2億1,560万円であり、年度末現在高元金10億5,891万4,000円であります。町民5,041名、令和3年3月末、住民基本台帳による1人当たりの負担額は21万円であります。

それから、令和2年度の収入未済額の状況は、上表のとおりであります。

収入未済額は2,071万3,000円であり、前年度と比べ、1,018万9,000円の増であります。

主な対前年度増減は、国庫支出金1,159万9,000円の増、これは社会保障・税番号制度システムの整備費補助金638万円、道路橋梁費補助金302万5,000円、保健衛生費補助金228万3,000円であります。町税が、158万6,000円の減となっております。

10ページをお願いします。

令和2年度の歳出決算は、上表のとおりであります。

歳出予算額62億3,506万9,000円で、前年度と比べ13億415万円の増であります。支出済額は59億6,843万3,000円で、前年度と比べ13億5,039万円の増であります。総務費の10億4,264万6,000円の増は、特別定額給付金5億1,658万7,000円、それから積立金等である。商工費1億986万2,000円の増は、商工振興費等であります。教育費2億2,686万4,000円の増は、学校施設整備費等であります。

11ページをお願いします。

令和2年度性質別歳出の状況及び推移は、上表のとおりであります。

義務的経費は、構成比で見ると26.7%、前年度と比べ6.0%の減であります。投資的経費については9.0%で、前年度と比べ3.8%の減であります。

12ページをお願いします。

公債費は数字を御覧ください。令和2年度公債費は2億1,490万8,360円、これは歳出総額に対する比率が3.6%です。予算の流用は12件で、流用総額280万4,000円でありました。衛生費228万7,000円であり、ディープフリーザ用蓄電池を移設可能な物品変更、工事請負費から備品購入費へしたため、消防費21万9,000円は、避難所運営資機材の突発的な借上げ費等であります。

予測のつかない事案、緊急性のある場合でやむを得ないと考えます。今後も、計画的に定期的な事務執行をお願いしたいと思っております。

それから、13ページは、令和2年度の補助金交付の状況は、上表のとおりであります。

財政援助団体補助金総額4億6,278万5,000円、前年度と比べ5,308万8,000円の減であります。

それから、令和2年度の委託料内訳は、上表のとおりであります。

委託料決算額は7億4,179万9,000円で、前年度と比べ6,601万2,000円の増であります。この内訳は、高齢者福祉、商工費、施設器具点検等、それから児童措置、学校教育等であります。

食料費に関しては、行事、会議等でお茶等、行政事務執行上必要な支出であったことを確認しました。

それから、14ページをお願いします。

財政諸指標の推移、実質収支比率、地方公共団体の決算時、剰余金または純損失を意味する実質収支額の標準財政規模に対する比率であります。令和2年度の実質収支比率は9.3%となり、前年度と比べ1.4ポイントの増となっております。

これは、数字が高いほど剰余金発生という形で財政も健全に運営され、黒字経営であるということです。令和2年度は9.3%と、ほかの市町村に比べても高い数字が出ております。それから、経常収支比率、これは令和2年度は82.6%で、前年度と比べ1.4ポイントの増となった。新型コロナウイルス、少子高齢化、経済の先行き低迷等の社会現象の影響による高止まりする傾向であります。

それから財政指数、令和2年度の指数は0.944%で、前年度より0.02ポイントの減であった。財政力指数が高いほど財源に余裕があると言えます。それから公債費、公債費負担比率が高いほど一般財源に占める公債費の比率が高く、財政構造の硬直化が進んでいます。令和2年度の公債費は0.2%で、前年度より0.1%の増であります。

それから標準財政規模、地方公共団体の標準的な状態で、通常収入されているであろう一般財源の規模に示すもので、おおむね町税、地方譲与税、各種交付金、普通交付税、臨時財政対策債の合計と等しい。この数値が大きいほど財政力が強いということが言えます。

この中で、監査の数字が毎年出てくるのですが、令和元年の数字の延長で令和2年の木城町の監査もしました。それで、先ほども言いましたように、財政も健全に運営されて黒字であります。

それで、この令和2年4月に出ました監査必携というのに、今度は実質収支、経常収支財政、この数字が全然出てきておりません。というのは、経常収支でも標準が町村は75%、都市は80%となっていて、令和元年度はこういう数字が出ておりましたけれど、今度の令和2年度には数字は出ておりません。ということは、コロナ禍なんかで市町村で使った金とかで、全国的な、統一的な数字が出てこなかったのではないかと思います。だから数字がすごく変わってきたと思います。

それでも木城町の場合は、令和元年度からの延長という形で立派な数字ができたのではないかと思います。これから、ますます、この全国の格差が出てくるのではないかと思います。これは、私の考えで、どうなるか分かりませんが。

それから、15ページをお願いします。

特別会計、国民健康保険事業、歳入総額6億1,338万5,000円、歳出総額5億

9,855万9,000円、歳入歳出差し引き1,482万5,000円となっております。単年度収支は479万6,000円となっております。歳入は前年度と比べて4,365万8,000円の減、歳出は4,845万4,000円の減となっております。単年度収支は、昨年度と比べ3,962万円の増となっております。

16ページをお願いします。

令和2年度の歳入決算は、上表のとおりであります。

歳入総額6億1,338万5,000円で、前年度と比べ4,365万8,000円の減となっております。主な対前年度増減は、繰入金857万5,000円、県支出金3,233万円の減、繰越金1,782万5,000円の減となっております。

17ページをお願いします。

令和2年度主要財源の状況推移は、上表のとおりであります。

運営自体が県であるので、65.1%が県支出金となっております。また、繰入金は、一般会計から6,676万円4,000円、基金から1,000万円であります。

それから、令和2年度国民健康保険税収納状況は、上表のとおりであります。

収入済額は1億2,539万7,000円で、前年度と比べ479万1,000円の減となっております。対調定収納率は97.7%で、収入未済額は前年度と比べ224万9,000円となっております。

18ページをお願いします。

令和2年度は、不納欠損は行っておりません。

それから、19ページをお願いします。

令和2年度の歳出決算は、上表のとおりであります。

歳出総額5億9,855万9,000円で、前年度と比べ4,845万4,000円の減となっております。主な対前年度増減は、保険給付費3,475万8,000円の減、国民健康保険事業費納付金1,335万4,000円の減となっております。

20ページをお願いします。

保険給付費合計は、8.4%減の3億7,965万6,000円であります。出産育児諸費は60%の減の84万円、葬祭諸費は、38.5%減の24万円であります。

次の世帯数は、被保険者は33名の減で、世帯数は12世帯の減であります。

それから、21ページをお願いします。

簡易水道事業特別会計の決算収支状況は、上表のとおりであります。

歳入総額は2億1,781万5,000円で、前年度と比べ6,925万6,000円の増、歳出総額は1億9,359万1,000円で、前年度と比べ7,039万1,000円の増であります。

実質収支は2,072万4,000円、単年度収支は463万5,000円の減となっております。

22ページを御覧ください。

歳入総額は2億1,781万5,000円で、前年度と比べ6,925万6,000円の増であります。主な対前年度増減は、町債6,720万円、繰入金1,950万円の減、収入未済額で町債が600万円であります。

それから、23ページをお願いします。

使用料及び手数料は8,984万6,000円で、前年度と比べ508万8,000円の増であります。繰入金は2,535万9,000円で、前年度より増えております。

令和2年度の水道使用料収納状況は、上表のとおりであります。

水道使用料の収入済額は8,763万9,000円であります。不納欠損は43万4,000円で、収入未済額は1万5,000円であります。

令和2年度の不納欠損は43万4,000円で、31名であります。不納欠損処理に当たっては、法令等に基づき適正に行われたものと認められたが、やむを得ない場合を除き、負担公平性確保のため最善の徴収努力をお願いしたいと思います。

それから、24ページをお願いします。

令和2年度の不納欠損は1万4,000円であります。

それから、令和2年度の町債発行及び償還状況は、上表のとおりであります。

令和2年度は町債7,520万円を発行しております。元金の年度末現在は2億6,534万5,000円で、前年度と比べ5,608万1,000円の増であります。

それから、水道加入者及び世帯の状況の推移は、上表のとおりであります。

加入数は前年度と比べ56人の減、世帯数は2世帯の増であります。

それから25ページ、令和2年度歳出決算は、上表のとおりであります。

歳出総額1億9,359万1,000円で、前年度と比べ7,039万1,000円の増であります。主な対前年度増減は、水道管理費301万円の増、水道建設費6,528万1,000円の増となっております。

26ページをお願いします。

令和2年度下水道特別会計の決算収支状況は、上表のとおりであります。

歳入総額は2億911万9,000円、歳出総額1億9,429万5,000円であります。単年度収支は132万9,000円の減、下水道事業財政調整基金1,350万円の取崩しをしており、実質単年度収支は1,467万円の減であります。

それから27ページ、令和2年度歳入決算については、上表のとおりであります。

歳入総額2億911万9,000円で、前年度と比べ2,515万3,000円のマイナスであ

ります。主な対前年度増減は、繰入金3,577万3,000円の減、国庫支出金1,300万円の減、繰越金1,089万9,000円の増であります。

それから28ページ、主な財源は繰入金で一般会計から1億2,682万4,000円が構成比60.6%、基金から1,350万円で構成比6.5%、使用料及び手数料4,086万円で19.5%となっております。それから、下水道使用料収納状況は、令和2年度の収入済額は4,079万2,000円で、収入未済額は9,000円であります。それから不納欠損は8万4,000円で、8名であります。

それから町債発行償還状況、元利償還は1億1,369万4,000円で、そのうち償還利息は2,594万4,000円であります。元金の年度末現在高は12億5,392万3,000円であります。

29ページをお願いします。

令和2年度歳出決算は、上表のとおりであります。

歳出総額1億9,429万5,000円で、前年度と比べ2,382万4,000円の減で、主な対前年度増減は、下水道建設費2,126万6,000円の減、施設管理費235万4,000円の減となっております。

それから、令和2年度下水道加入者の状況及び推移は、加入人口は前年度から18名の減でありました。

それから、令和2年度介護保険特別会計保険事業の決算収支は、上表のとおりであります。

歳入総額は7億1,690万2,000円、歳出総額は7億762万5,000円であり、実質収支927万7,000円で、実質単年度収支は688万1,000円のマイナスでありました。

それから、31ページをお願いします。

歳入総額は7億1,690万2,000円で、前年度と比べ1,040万8,000円の増でありました。主な対前年度増減は、繰入金1,631万9,000円、支払基金交付金662万8,000円の増、介護保険料285万2,000円の減、国庫支出金773万円の減となっております。

32ページをお願いします。

主な主要財源は、国庫支出金と支払基金交付金で、49.6%を占めております。

一般会計からの繰入金は1億4,089万7,000円で、基金からの繰入れは1,000万円であります。

介護保険料収納状況は、次のとおりであります。

現年度の特別徴収は、公的年金からの天引き納付であるため、対調定収納率は100%であります。収入未済額は増加傾向にあります。これも注意しながら努力をしていただきたいと思います。

す。

それから、令和2年度の不納欠損はしておりません。

それから、33ページをお願いします。

令和2年度の歳出決算は、上表のとおりであります。

歳出総額7億762万5,000円で、前年度と比べ1,728万8,000円の増であります。主な対前年度増減は、諸支出金794万6,000円の増、総務費653万4,000円の増、地域支援事業費91万3,000円の減でありました。

それから、34ページをお願いします。

令和2年度保険給付費内訳及び推移は、上表のとおりであります。

要介護1から5の認定者が利用したサービスの費用である介護サービス等諸費は5億3,504万2,000円であります。前年度と比べ331万5,000円の増となっております。

令和2年度被保険者数及び世帯数の状況、被保険者は1,818人で、前年度と比べ16名の減であります。被保険者数の世帯比は56.9%となっております。

35ページ、令和2年度介護保険特別会計サービス事業の決算収支状況は、上表のとおりであります。

歳入総額は1,646万円、歳出総額は1,340万5,000円で、実質収支305万4,000円、単年度収支は52万4,000円でありました。

36ページをお願いします。

令和2年度の歳入決算は、次のとおりであります。

歳入総額1,646万円で、前年度と比べ256万1,000円の増であります。主な対前年度増減は、繰入金170万6,000円、サービス収入31万7,000円の減でありました。

37ページ、令和2年度の歳出決算は、上表のとおりであります。

歳出総額1,340万5,000円で、前年度と比べ203万7,000円の増であります。主な対前年度増減は、サービス事業費84万2,000円、諸支出金57万3,000円のプラスであります。

令和2年度要介護支援、要介護認定数の状況は、次のとおりであります。

前年度増減は、要支援認定者1人の減、要介護認定者で6人の増であります。人口比では6.13%であります。

38ページ、令和2年度後期高齢者医療特別会計の決算収支は、上表のとおりであります。

歳入総額は7,665万2,000円で、歳出総額は7,597万8,000円であります。実質収支は、67万4,000円であります。

39ページ、令和2年度の歳入決算は、上表のとおりであります。

歳入総額7,665万2,000円で、前年度と比べ126万9,000円の増であります。主な対前年度増減は、後期高齢者医療保険料128万5,000円の増、繰越金66万9,000円の減であります。

40ページをお願いします。

令和2年度後期高齢者医療保険料収納状況は、上表のとおりであります。

現年度分の特別徴収は、公的年金から天引き徴収であるので、対調定収納率は100%であります。収入未済額は1万4,000円で、前年度より収納率が上がっております。

令和2年度の被保険者の状況は、町民に対する割合は19.8%となっております。

41ページをお願いします。

令和2年度歳出決算は、上表のとおりであります。

歳出総額7,597万8,000円で、前年度と比べ120万8,000円の増であります。主な対前年度増減は、総務費103万1,000円、後期高齢者医療広域連合納付金84万8,000円であります。

今ので特別会計決算の報告を終わります。

42ページ、財産管理、山林管理、これは内容を見てください。それから、有価証券及び出資による権利、これは前年度と同じで推移をしております。

それから43ページ、物品については、物品台帳システムを導入し、台帳管理に移行され適切な処理がなされている。なお、消耗品については、会計課で一括管理され、経費削減につながっております。また、公用車及び各種事務機械についても、事務効率、住民福祉の向上に役立っております。今後も、保全管理、事故防止等、十分に注意し、活用されたい。

債権増減高及び年度末現在高は、次のとおりであります。

育英貸付金が令和2年度末現在554万6,000円、それから宮崎県林業公社運営資金貸付金が1,342万3,400円。それから基金は地方自治法第240条第1項前段、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てる目的で、次の資金を設け運用しているが、いずれも法令、条例に基づき適正な管理がなされていることを認めました。

各基金の令和2年度末現在高は、下記のとおりです。

令和2年度基金の総額は、前年度と比べ3億8,165万3,000円の増であります。主なものは、公共施設等整備基金の2億8,005万9,000円、ふるさと応援基金2億3,543万1,000円、災害対策基金6,034万1,000円、地域振興基金5,004万1,000円、地域福祉基金5,000万円となっております。

このコロナ禍時代に、基金が3億8,000万円の増という形で大きな数字が出たことは喜ばしく思っております。

それから、44ページをお願いします。

令和2年度の基金利子及び株券等配当金の状況は、上表のとおりであります。

基金利子及び株券等配当金の合計は1,038万1,000円で、前年度と比べ462万円の減となっております。

長期超低金利時代の中、引き続き慎重に法令、条例に基づいた運営に取り組まれます。

昨日、日本で新一万円札が出たそうですね。それで担当の大臣が、低給金が今0.03か、木城町の50億の低給金0.03掛けたときに15万ぐらいの普通安定低給金の利息しかつかないんですね。その中で1,000万円の利子、配当をされたということは大変な努力があったのではないかなと思っております。

昨日も、新札が出るのはいいのですけれど、金利を上げてくれるほうにお願いしたいような形で昨日のテレビを見ておりました。

45ページをお願いします。

定額資金運用基金の運用状況調書審査意見書、令和2年度定額資金運用基金の運用状況審査の実施内容、審査に付された調書について、その計数の正確性及び基金の運用状況の妥当性を検証するため、審査の着眼点に沿って審査を行いました。審査の結果及び意見、地方自治法第241条第1項定額の資金を運用するため資金が4つ設置されており、いずれも法令条例に基づいて運用がなされ、計数及び証拠書類等が一致し、正確であることを認めました。

基金の運用状況については、下記のとおりです。これは、数字を御覧ください。

以上で、一般会計と特別会計の数字を公表しました。

それで、最後に公表というような形で文章を読ませていただきます。

令和2年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに基金の運用状況、財産管理状況について審査した結果、それぞれの予算はその目的に沿って効率的に執行され、おおむね、所期の目的を果たしているものと認めました。

また、各会計決算及び基金ともに計数に誤りはなく、関係諸帳票証拠書類も整備されていることを認めました。

2020年1月に、国内初の新型コロナウイルス感染者が確認され、現在も世界中で感染が拡大しております。国内では、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の適用の繰り返しで完全な収束にはなっていない。生産活動の減少、人の往来の自粛など経済活動が停滞し、いまだ収束が見られず長期化しております。

健全な国民生活の向上に寄与するデジタル社会の実現に向けた取組が進む中、そのデジタル化の遅れが、給付金支給、新型コロナウイルスワクチン接種により浮き彫りになった。国の地方創生に向けた施策に手詰まり感があるだけに新型コロナウイルス収束後は、地方重視の政策が重要

であると思われます。

その地方重視の政策というのは、町が町長を含めた形で毎年何かいろいろと施策をされていると思います。今度は全日空の職員が県でも7か所ですか、木城町も職員の方2名を採用されて、いろいろな形の角度から今後の将来の投資であるというような形もあるのではないかと思います。地方重視の政策がますます重要であるかと思われます。

その中でも、世界の地球温暖化による異常気象、台風、水害、地震、土石流等は容赦なく全国各地で大規模な災害が発生しております。これまでの防災の常識は通用せず、脆弱な地方に追い打ちをかけている。本町においても、町民の不安や負担を軽減するためにも万全を期して防災に努めていっていただきたい。

本町の令和2年度決算において、固定資産税、諸収入が減少、寄附金、国庫支出金、県支出金等が増加、経常収支比率は82%で、前年度と比較し1.4ポイント増となっております。

新型コロナウイルスの感染拡大、少子高齢化、経済の先行低迷等が予測され、財政の硬直が懸念され、歳入においては、ふるさと納税寄附額が収入に寄与しており、前年度より76.7%の増加であります。

今後、新型コロナウイルス感染症の影響による経済動向に左右される制度であり、経済状況に注意しながら寄附額の増加に期待したい。

歳出においては、一般会計では総務費、教育費、商工費等が増加、災害復旧費等は減少しました。今後、新型コロナウイルス感染症に伴う経費、民生費、衛生費等の増加が考えられます。

財産管理においては、義務教育学校校舎建設事業、インフラ事業の下水道施設の老朽化等、木城町公共施設等総合管理計画等に基づき、新規改修など定期的な管理に努めていただきたい。

この非常時の先が見えない中、今後も地域社会を守るため住民の安心、安全に留意し、常に緊張感を持って必要な行政サービスを確実かつ効率的に実施することを念頭に、健全かつ適切な財政運営に努めていただきたい。

今回もグラフを用いて決算の推移を作成してみました。

以上、監査のほうから報告を終わります。

○議長（中武 良雄） 代表監査委員の決算審査報告が終わりました。

日程第24. 決算審査特別委員会の設置及び委員の選任

○議長（中武 良雄） 日程第24、決算審査特別委員会の設置及び委員の選任を議題といたします。

お諮りいたします。議案第60号令和2年度木城町一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第65号令和2年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、10人の委

員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。したがって、議案第60号から議案第65号は、10人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっております。

委員には、久保富士子君、桑原勝広君、森伸夫君、眞鍋博君、神田直人君、黒木泰三君、後藤和実君、甲斐政治君、原博君、そして私、中武良雄を指名したいと思いません。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会の委員は、久保富士子君、桑原勝広君、森伸夫君、眞鍋博君、神田直人君、黒木泰三君、後藤和実君、甲斐政治君、原博君、そして私、中武良雄の10名を選任することに決定いたしました。

ここで、委員会条例第7条の規定により、決算審査特別委員会を開催し、委員長、副委員長を互選していただきますので、しばらく休憩といたします。

午前11時16分休憩

午前11時16分再開

○議長（中武 良雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

決算審査特別委員会の委員長、副委員長が互選されましたので、その結果を報告いたします。

決算審査特別委員会委員長に森伸夫君、副委員長に桑原勝広君が互選されました。

日程第25. 委員会付託の省略

○議長（中武 良雄） 日程25、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第66号から議案第68号、議案第77号及び諮問第2号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することにいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よって、議案第66号から議案第68号、議案第77号及び諮問第2号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第26. 議案に対する質疑

○議長（中武 良雄） 日程第26、議案に対する質疑を行います。

これより、提案されました議案第60号から諮問第2号に至る議案の1議案ごとの質疑を行います。

まず、議案第66号から議案第68号、議案第77号及び諮問第2号については、委員会の付託を省略することに決定いたしましたので、議案第66号から議案第68号については、日程を繰り上げ、質疑、討論、採決までとし、採決は起立によることといたします。

また、議案第77号及び諮問第2号については、質疑を行い、討論、採決は最終日に行うことといたします。

次に、議案第60号から議案第65号及び議案第69号から議案第76号に至る議案については、総括質疑といたします。ただし、議案第60号から議案第65号の決算認定6件については、決算審査特別委員会において10名で審査を行いますので、質疑を省略いたします。

まず、議案第66号専決処分の承認を求めるについて（令和3年度木城町一般会計補正予算第4号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第66号に対する質疑はありませんか。3番、森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 議案第66号の議案書15ページですけれど、商工費の営業時間短縮要請協力金302万5,000円の主な交付要件、それから交付件数、いつ終了したのか、それから、社会教育費消耗品費24万2,000円の内容を教えてくださいと思います。

それから、先ほど、協力要請に協力してもらえなかった先もあるのかどうか、そこも教えてくださいと思います。

以上です。

○議長（中武 良雄） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） 14ページ、15ページにかかります営業時間短縮の協力金につきましては、この議案第66号につきましては、期間が8月14日から8月24日までの11日間を予定しております。件数につきましては10業者を想定しており、売上方式により算定しております。

なお、協力要請等に従わなかった事業者の確認を私どもで行いましたけれど、ありませんでした。

以上でよろしかったでしょうか。

（「交付、終了した。まだ終了していない」と呼ぶ者あり）

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） 交付につきましては、以下の議案のほうでありますけれ

ども、期間が再延長、再々延長ということになっておりましたので、とりあえず対象事業者に対しましては、8月31日までの分で請求いただく旨の連絡をしております。最終的には、まん延防止等の網をかぶっている期間が12日までですので、この期間までの時短要請等をお願いしており、そこから先の申請支出になると考えております。

以上です。

○議長（中武 良雄） 教育課長。

○教育課長（平野 大輔君） 14ページ、15ページの社会教育費の社会教育施設費需用費につきましては、消耗品でありますけれども、これにつきましては、リバリスホール、今、座席が319席あるわけですが、コロナ対策のために使用できる座席を半分に減らしております。この使用できない座席につきまして、その使用できない旨の表示をしたシートカバー、こちらのほうを設置したいということで、今回、24万2,000円、予算計上したものでございます。

以上です。

○議長（中武 良雄） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

これより、議案第66号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は承認することに決定いたしました。

次に、議案第67号専決処分承認を求めるについて（令和3年度木城町一般会計補正予算第5号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第67号に対する質疑はありませんか。3番、森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 67号も、交付先業者は10業者ということでよろしいでしょうか。

○議長（中武 良雄） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） 10業者、同じです。

○議長（中武 良雄） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

これより、議案第67号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は承認することに決定いたしました。

次に、議案第68号専決処分の承認を求めるについて（令和3年度木城町一般会計補正予算第6号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第68号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

これより、議案第68号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は承認することに決定いたしました。

次に、議案第77号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより質疑を行います。議案第77号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

これより質疑を行います。諮問第2号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

これより、議案第69号から議案第76号に対する総括質疑を行います。

まず、議案第69号木城町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定につい

てを議題といたします。

議案第69号に対する総括質疑はありませんか。3番、森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 委員会付託予定案件でありますけれども、担当外でありますので、1件だけ確認をさせていただきたいと思います。

条例の2ページでありますけれども、2ページの課税免除取消し等ということで、第6条3号町税及びその他の使用料を滞納したときということで、当然の措置だというふうに考えますが、延滞が発生したら即時取消しとなるのか、延滞の解消等の内容によるのか、そこあたりが分かればお聞きしたいと思います。

○議長（中武 良雄） 税務課長。

○税務課長（黒木 宏樹君） 取消しについては、滞納が分かった時点で取消しという形を取ることになると思います。

以上です。

○議長（中武 良雄） 3番、森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 例えばになるのですけれども、滞納が発生したら、すぐ解消できたのに、もうそれも駄目というような厳しい内容となるのかどうかを確認したいのですけれども、そういうことでいいですか。

○議長（中武 良雄） 税務課長。

○税務課長（黒木 宏樹君） そういうことです。滞納が分かった時点でもう取り消すという形を取ることとさせていただきます。

○議長（中武 良雄） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第70号木城町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第70号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第71号木城町営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第71号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第72号令和3年度木城町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

議案第72号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第73号令和3年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第73号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第74号令和3年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第74号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第75号令和3年度木城町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第75号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第76号木城町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。

議案第76号に対する総括質疑はありませんか。2番、桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） この計画書の現状の問題点ということも挙げられているのですが、具体的な策は、まだ計画ということで、ないと思うのですけれども、これ、今から各課、具体的にこの8年度まで計画立てて、具体的に行っていくということでもよろしいでしょうか。

○議長（中武 良雄） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（西田 誠司君） 今回の木城町過疎地域持続的発展計画の策定につきましては、ご承知のとおり、木城町は今回の新しい法律の下、過疎団体から外れることになりました。これにつきましては、特定団体として6年間、経過措置団体ということになります。そのために、木城町は、先ほど言いましたように、過疎から卒業ということになるのですけれども、引き続き地域の自立に向けた持続可能な地域社会の実現のために、様々な事業を展開していくことが必要となっております。そのために今回この計画書を策定いたしました。大本は、第5次の長期総合計画であったり、第2期のまち・ひと・しごと戦略会議、こういったものから計画を導入して、

つくっております。また、実施に当たっては、過疎経過団体ということではありますが、今後6年間は、有利な、過疎を借りて事業展開できること等があります。ただ、今回事業計画に挙げている全ての内容を目的達成のために実施するというものではなく、あくまで大本の上の総合計画であったり、そういったものからの抽出ということになっております。目的は、先ほど言いましたように、持続可能な地域の活性化ということになっております。

以上です。

○議長（中武 良雄） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 以上で本案に対する質疑を終わります。

日程第27. 各常任委員会・特別委員会議案審査付託

○議長（中武 良雄） 日程第27、各常任委員会・特別委員会議案審査付託を議題といたします。

お諮りいたします。第8回木城町議会定例会に付議されました議案の審査については、お手元に審査日程表が配付してあります。このとおり、おのおのの案件を各常任委員会、特別委員会に審査付託し、本会期中にその審査結果を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よって、議案第60号から議案第65号及び議案第69号から議案第76号に至る議案については、各常任委員会、特別委員会に審査付託することに決定いたしました。

日程第28. 請願書の付議

○議長（中武 良雄） 日程第28、請願書の付議を議題といたします。

議会運営委員会開会前日までに受理した請願は、お手元に配付いたしました請願文書表のとおりです。

日程第29. 常任委員会請願審査付託

○議長（中武 良雄） 日程第29、常任委員会請願審査付託を議題といたします。

お諮りいたします。請願第5号国営かんがい排水事業一ツ瀬川地区受益者負担軽減に関する請願については、産業文教常任委員会に審査を付託し、本会期中にその審査結果を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よって、請願第5号については、産業文教常任委

員会に審査付託することに決定いたしました。

日程第30. 散会

○議長（中武 良雄） 日程第30、散会。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日4日から5日までは休会。6日月曜日は本会議、午前9時開議で一般質問となっています。

本日はこれで散会といたします。議員の皆さんは控室のほうにお願いいたします。

○事務局長（藤井 学君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午前11時36分散会
